

◇IASB からの報告◇

適用後レビュー IFRS 第 16 号「リース」

IASB テクニカル・フェロー 牧野 めぐみ

1. はじめに

2019 年からの企業会計基準委員会への出向を経て、2023 年 4 月より国際会計基準審議会 (IASB) にテクニカル・フェローとして着任しています。本稿では筆者が IASB で担当している適用後レビュー「IFRS 第 16 号『リース』」(本プロジェクト)の進捗状況を報告します。なお、文中の意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをお断りいたします。

2. 本プロジェクトの状況

IASB は、2024 年 6 月に本プロジェクトを開始した。現在は 2025 年第 2 四半期に公表を予定している「情報要請」において何を質問すべきかを識別するためのアウトリーチをほぼ終了し、情報要請の公表のために意見の集約を行っている段階である。欧州からの意見のみではなく、アジアの関係者からの直接の意見を集めるため、日本の企業様にも年末にアウトリーチにご協力いただいた。

これまでのアウトリーチでは、全体的な評価として、財務諸表利用者、基準設定主体、監査人及び規制当局からは、IFRS 第 16 号の適用が利害関係者に与える影響は、概ね IASB が本基準を開発した時に意図していたものであろうとする意見が聞かれた。財務諸表作成者からは、利用者からリースについて質問を受けることは少なく利用者の便益について把握していない一方で、導入には多くのコストが生じており、根本的な変更は望まないとする意見が聞かれた。

個別の論点としては、次のような論点が比較的多く聞かれたと筆者は感じている。

- 借手のキャッシュ・フロー計算書における表示区分

一部の作成者及び利用者からの、小売業における不動産リース等については、財務区分ではなく営業区分が適切であるとする意見

- セール・アンド・リースバック取引

売却益の一部認識に関する IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」とのモデルの不整合、変動リース料の取扱いに関する IFRS 第 16 号の一般要求事項との不整合に関する懸念

- 変動リース料の会計処理

固定リース料とリース負債に含まれない変動リース料の会計処理の違いから生じる比較可能性に関する懸念

- 割引率の算定及びリース期間の決定の判断に関する困難性
- リース負債の見直し及びリースの条件変更の会計処理に関するコスト
- 貸手によるリース料免除に関して借手が IFRS 第 9 号「金融商品」と IFRS 第 16 号のいずれを適用すべきかに関する論点

3. 今後の予定

実際に情報要請に何が含まれるかは、今後の IASB 会議における議論を通じて決定される。IASB 会議を経て 2025 年第 2 四半期に情報要請を公表し、広く IFRS 第 16 号の適用から生じる影響が IASB が基準開発時に意図していたとおりであったかどうかの評価を行うことが予定されている。